

質問回答書 (6月22日公表分)

No.	資料名称	頁	該当箇所					意見・質問の内容	回答
			章	節	項	目	号		
例	公募設置等指針	12	第2	2	(3)	ウ	(7)	(簡潔に記載すること)	
1	公募設置等指針	13	第2	2	(2)	表7		公募対象公園施設について、旧尾西プール管理棟を残して活用する場合、新築できる延床面積は、上限面積1,000㎡程度から既存建物の延床面積756.48㎡を差し引いた約250㎡程度と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
2	公募設置等指針	13	第2	2	(2)	表7		旧尾西プール管理棟を活用しつつ、外気に有効に開放し屋内的用途を持たないものとする場合、既存建物とは別に公募対象公園施設を約1,000㎡新築することは可能でしょうか。	以下の条件を満たす場合は新設の公募対象公園施設と旧管理棟活用の併用を認めます。 ・旧管理棟の一部または全部を、必ず公募対象公園施設として利活用してください。一部を公募対象公園施設として利活用する場合、残りの部分はデザインビルド公園施設又は特定公園施設である「公募対象公園施設前園路」として整備してください。(No13の回答も参照ください) ・公募対象公園施設(新設や旧管理棟の利活用)及び公募対象公園施設と一体的に占用する屋外部分の総計面積は、上限1,200㎡(+20%)までとします。なお、併用の提案を行う場合であっても、他施設の整備要求水準はすべて満たすものとします。
3	公募設置等指針	14	第2	2	(6)			公募対象公園施設への指定管理業務にあたって事務所を設置した場合、その範囲については使用料を減免することができるかとありますが、これは既存施設を活用した場合に限ったもので、新設の場合は適用されないでしょうか。	新設でも事務所は公共の機能となるため、使用料の減免を適用します。
4	公募設置等指針	18 21	第2 第3	3 -	(3) (3)			特定公園施設及びデザインビルド公園施設に「遊具」に記載がありません。遊具を設置する場合、特定公園施設やデザインビルド施設の対象でしょうか?もしくは対象外施設として、事業負担で整備する設置管理許可施設となるのでしょうか。	遊具を整備する場合は、公募対象公園施設の任意施設もしくは特定公園施設とします。なお、特定公園施設で提案される際は、多目的親水施設と一体的な遊具をご提案下さい。
5	公募設置等指針	24	第4	3	(1)	2)		小規模な修繕(130万円以内)については、1箇所あたりの基準が130万円以内という考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。(130万円以内)は、1件当たりの工事を指します。なお、1件の範囲については市が認定したものに限られます。あわせて、指定管理業務に関する基本仮協定書(案)第13条第2項をご参照ください。
6	公募設置等指針	24	第4	3	(1)	4)		「公園利用者に対しては、ゴミの持ち帰りを指導」とありますので、ゴミ箱を屋外に設置しない予定とし、飲食店で出たゴミは店舗で回収する想定でよろしいでしょうか。	本市の公園は、園内にゴミ箱を設置しておりません。ただし、指定管理業務の中で、ごみ箱設置を実施するのは可能ですので、ゴミ箱の設置の有無は、提案に委ねます。要求水準としては、公園の美観を維持できる方法をご提案ください。
7	公募設置等指針	28	第4	3	(8)			指定管理者の運営組織について、公募対象公園施設の運営組織と兼任してもよろしいでしょうか。	可能です。

No.	資料名称	頁	該当箇所					意見・質問の内容	回答
			章	節	項	目	号		
8	公募設置等指針	29	第4	4				一時的な駐車場の有料化や将来的な運用変更を見越して、ゲートバーを設置しておいたほうがよろしいでしょうか。事業者の提案次第にした場合、デザインビルド部分の費用の使い道に差分が生じると考えます。	イベント時の運用を想定しているため、ゲートバーは不要と考えます。
9	公募設置等指針	31	第5	1	(1)	ウ		新たに設立する法人に関する書類提出について、「仮協定締結までに」とありますが、出資金の移動の関係や登記にかかる日数などを考慮すると、設立にはそれなりの時間を要することが想定されます。応募メンバーで協定書を締結し、その権利を新たな法人（SPC）が設立され次第SPCに移譲する形で、先に協定を締結することも可としていただけでしょうか。	市及び応募メンバー間で実施仮協定等を締結し、新たな法人が設立され次第、当該法人に実施仮協定等に係る権利を委譲する方式を可とします。ただし、提案書において、法人設立の時期を含め、上記方式の詳細を明記してください。その際は、提案書を踏まえ、基本協定書及び実施仮協定書を修正いたします。
10	公募設置等指針	43	第7	1	表15			工事費の変動および供用開始の遅延について、昨今の中東情勢の影響で不安定な状態が続いています。市起因以外のリスクがすべて認定計画提出者となっておりますが、状況に応じて協議できる余地を残していただけでしょうか。	工事費の変動及び供用開始の遅延について、設計施工一括請負仮契約書及びPark-PFIに関する実施仮協定の定めに従い、協議は可能です。なお、Park-PFI事業に係る工事費の変動については、公募設置等指針に示すリスク分担のとおり、不可抗力に基づく場合のみとします。不可抗力事由に係る費用分担については、公募設置等指針のP45、※1及びPark-PFIに関する実施仮協定書別紙6をご参照ください。
11	公募設置等指針	44	第7	1	表15			特定公園およびデザインビルド事業の施設の損傷について、市の指示起因以外がすべて認定計画提出者のリスクとなっています。維持管理に落ち度がなく生じたものについては、所有者である市のリスク負担にしていただけでしょうか。生じたケースに応じて協議とさせていただきます。	原案のとおりとします。認定計画提出者は、管理者としての責任により管理を行い、施設損傷の発生原因者への賠償責任を追及する等して対応してください。なお、不可抗力事由による場合は、設計施工一括請負仮契約書及びPark-PFIに関する実施仮協定に規定のとおりとします。
12	整備関連要求水準書	8	第2	3	(1)	表7		大屋根広場施設の直下を裸足でも利用できる形にした場合、異物が芝生上に混入していないかの確認作業および清掃業務の負荷が増すものと考えます。裸足で利用した来園者の責任は指定管理者が負うという理解でよろしいでしょうか。	裸足で利用した来園者とのトラブルは、指定管理者が負うこととなります。空間構成やそれに伴う維持管理方法なども含めて、創意工夫を期待します。
13	整備関連要求水準書	9	第2	3	(1)	表8		公募対象公園施設内に設置するトイレは、公募対象公園施設を利用しない方も利用できる形にする必要があるという理解でよろしいでしょうか。公募対象公園施設内の建築面積が減る懸念やセキュリティなどの関係から、公募対象公園施設とは別棟にする案をご提案してもよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。提案可能です。併せて指針を修正いたします。
14	様式集様式12～22							様式の外枠は多少ずれても問題ないでしょうか。任意で枠を設定してもよろしいでしょうか。	タイトルや様式番号、記載事項に漏れがなければ、多少ずれても構いません。